

## 文京区生活困窮者 自立相談支援事業等業務委託プロポーザル募集要項

### 1 事業概要及び募集の目的

生活困窮者の置かれた状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行うための総合的な相談支援を行うとともに、生活困窮者の自立促進を図る目的で国の定める必須事業の「自立相談支援事業」「住居確保給付金事業」及び任意事業である「家計改善支援事業」「一時生活支援事業」を専門性のある事業者へ委託し、多様な問題を抱える困窮者の支援を実施する。

生活困窮者の自立促進を図るためには、対象者に対し総合的なアセスメントを行い、個々の生活困窮の課題に対し適切なアプローチ及び的確な関係機関への連携等を要することから、支援員には幅広い専門的知識が求められる。そこで、プロポーザル方式を採用することにより、広く事業者から提案を募集して総合的に判断し、最も適切な事業者を選定する。

### 2 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

### 3 契約内容

仕様書（案）のとおり

### 4 提案限度額

提案限度額 34,531,000円（税込）

※ 提案限度額を超えた見積価格の提案は無効とする。

※ 提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではない。

### 5 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たすこと。

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区争入札の参加資格を有する者に対する指名停止等取扱要綱（18文総契第347号。以下「指名停止等取扱要綱」という。）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23文総契第306号）第4条第1項の入札参加除外措置を受けていないこと。

## 6 スケジュール（予定）

	事項	日程
(1)	募集要項の公表	令和6年10月17日（木）
(2)	質問受付期間	令和6年10月17日（木）から 11月5日（火）まで
(3)	質問中間締切日	令和6年10月28日（月）
(4)	質問に対する回答期限（中間回答日）	令和6年10月31日（木）
(5)	プロポーザル参加希望書の提出期限	令和6年11月5日（火）午後5時まで
(6)	質問に対する回答期限（最終回答日）	令和6年11月8日（金）
(7)	参加申込書及び提案書類の提出期限	令和6年11月11日（月）から 20日（水）午後5時まで
(8)	第一次審査：書類審査	令和6年12月11日（水）
(9)	第一次審査結果通知送付（全参加事業者）	令和6年12月中旬
(10)	第二次審査：プレゼンテーション及び質疑応答	令和6年12月24日（火）
(11)	最終結果通知送付（第二次審査全参加事業者）	令和7年1月下旬
(12)	契約締結	令和7年4月1日（火）

## 7 応募方法

本件プロポーザルに参加を希望する事業者は、令和6年11月5日（火）午後5時までに必ず「プロポーザル参加希望書（様式第1号）」をメールで提出すること。（※プロポーザル参加希望書の提出がない事業者は、参加申込書及び企画提案書類の提出はできないので、注意すること。）

（送付先）文京区生活福祉課メールアドレス：b302500●city.bunkyo.lg.jp

※●を@に変換して使用すること。

また、受付期間中に「企画提案書等作成要領」及び「仕様書（案）」を参考に次の書類を作成し、提出すること。）

### (1) 提出書類

	提出書類	様式	部数
ア	参加申込書	様式第2号	1
イ	提出書類一覧表	様式第3号	1
ウ	企画提案書	様式第4号 A4判9ページ以内 ※作成については「企画提案書等作成要領」を参照	9
エ	本業務の人員体制	様式第5号	9
オ	業務受託実績	様式第6号	9
カ	会社組織図	指定様式なし A4判	9
キ	会社概要	指定様式なし A4判	9

ク	見積書	指定様式なし A4判	1
ケ	決算書	(賃借対照表、損益計算書、収支計算書等 指定様式なし)	1

## (2) 提出体裁等

以下のとおり必要書類を調製すること。

① 提出部数等 9部 (正本1部・副本2部・選定用ファイル6部)

### ② 調製方法

ア 正本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。正本に添付する書類は原本とすること。

イ 副本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。副本に添付する書類は、正本の写しとすること。

ウ 選定用ファイルは、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみ記入すること。  
 なお、添付する書類は、上記(1)提出書類の一覧にある、ウ～キの正本の写しとすること。ただし、添付する書類は事業者名が分からないように該当箇所を黒く塗抹すること。

エ 用紙サイズは、パンフレット等を除き、原則A4判とする。やむを得ない場合は、A3判をA4判の大きさに折ったものでも可とする。

オ 可能な限り両面印刷とし、各ページの下中央部に通し番号を付けること。

カ 提出書類一式を上記(1)表の順番にフラットファイル等に綴り、書類ごとにタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにすること。

なお、ページを横長とする場合は、用紙の上を左にすること。

キ その他別紙「企画提案書等作成要領」を確認すること。

ク 令和3年度～令和5年度の決算書を提出すること。

## (3) 提出場所及び提出方法

福祉部生活福祉課 (文京シビックセンター9F北側) へ持参すること。

※ 郵送その他の方法により提出された書類は、無効とする。

※ 提出時に内容確認を行うため、提出者は本委託業務を熟知する者とする。

## (4) 提出期間

令和6年11月11日(月)から20日(水)まで

受付時間 午前9時から午後5時まで

## 8 提出書類の配布

### (1) 期間

令和6年10月17日(木)から11月20日(水)まで

### (2) 配布方法

区ホームページにダウンロード可能な状態で掲載する。

文京区ホームページトップページ → 「お役立ちリンク」 → 「事業者向け」

→ 「事業者向けプロポーザル」

## 9 選定方法及び結果通知

選定はプロポーザル方式により、選定委員によって次のとおり審査する。

### (1) 第一次審査

第一次審査は、事業者から提出された企画提案書等を基に、文京区生活困窮者自立相談支援事業等事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が書類審査により委託候補を上位3事業者程度選定する。

### (2) 第二次審査

第二次審査は、第一次審査で選定された委託候補者から、提案書類に基づき、1事業者当たり15分以内でプレゼンテーションを行う（パワーポイントの使用も可能、機器については事前に申告をした場合、プロジェクター及びスクリーンは区が準備する。パソコンやプロジェクターに繋ぐための変換機（HDMI対応）等については事業者側で準備すること）。その後、選定委員会の委員から20分程度の質疑応答を行う。

なお、プレゼンテーションの説明は、本件の中心的役割を担う者（総括責任者）が行うこと。

また、会場での追加資料の配付は禁止する。

### (3) 委託候補の選定

委託候補者は、第一次審査と第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定する。

なお、第一次審査及び第二次審査の合計が基準点に満たない応募事業者は、順位にかかわらず委託候補者として選定しないこととする。

### (4) 結果の通知

第一次審査の結果は、審査を行った全ての事業者に結果のみを郵送で書面により通知する。なお、第一次審査で選定された事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知する。

最終結果は、第二次審査を行った全ての事業者に結果のみを郵送で書面により通知する。

### (5) 委託候補事業者の公表

審査の透明性を図るため、次の項目をホームページで公表する。

なお、審査結果に係る問合せには応じない。

[公表する項目]

- ① 件名、②業務概要、③選定した日、④契約交渉順位第一位の事業者名及び所在地、⑤契約交渉順位第一位の事業者が提案した見積金額、⑥選定結果（不選定者名は番号等に置き換える。）

## 10 質問・回答

本件に関する問合せ及び質問がある場合は、次のとおりとする。

### (1) 受付期間

令和6年10月17日（木）から11月5日（火）の午後5時まで

### (2) 受付方法

電子メール本文に事業者名、担当者氏名及び連絡先を明記の上、様式第7号「質問書」を作成してメールフォームに添付し、次の件名により文京区生活福祉課のメールアドレスまで送付すること。

また、電子メール送信時に開封確認設定を行うこと。

件名「文京区生活困窮者自立相談支援事業：プロポーザル質問」

文京区生活福祉課メールアドレス：b302500●city.bunkyo.lg.jp

※●を@に変換して使用すること。

なお、電子メール以外による問合せ及び質問は受け付けない。

- ### (3) 10月28日（月）（中間締切日）までに受け付けた問合せ及び質問は、10月31日（木）までに区ホームページにて回答する。また、中間回答日翌日から11月5日（火）午後5時までに受け付けた問合せ及び質問、中間回答日までに受け付けた問合せ及び質問のうち未回答のものについては、11月8日（金）（最終回答日）にプロポーザル参加希望書を提出した全事業者に電子メールにより回答する。

## 11 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号）に基づき、参加した事業者名については、委託候補事業者に限らず、情報公開の対象となる。また、事業者の提出書類等は、情報公開の対象となるが、事業者の正当な利益が害されるおそれがあると区が認めた箇所（ノウハウ、人事に係る情報等）については非公開とする。

## 12 辞退

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第5号）を令和6年11月27日（水）午後5時までに、参加申込書の提出先まで提出すること。

## 13 無効・失格

- (1) 企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とする。
- (2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とする。
- (3) 提案限度額を超えた見積価格の提案があった場合は、無効とする。
- (4) 持参以外の方法により参加申込書等が提出された場合は、無効とする。
- (5) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、失格とする。

- (6) (1)及び(5)の場合は、指名停止等取扱要綱に基づき、指名停止を行うことがある。

#### 14 契約

契約に当たっては、契約交渉順位第1位の事業者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上決定する。契約交渉順位第1位の事業者との協議が不調となった場合は、契約交渉順位第2位の事業者を繰上げ、協議を行う。

#### 15 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書等（以下「参加申込書等」という。）の作成及び提出に係る費用は、全て参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書等は、返却しない。
- (3) 提出された参加申込書等は、本プロポーザル以外に参加する事業者に無断で使用しない。
- (4) 提出期限後における参加申込書等の差替え及び再提出は、原則として認めない。
- (5) 本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により定める。

#### 16 事業担当

文京区福祉部生活福祉課自立支援担当 深田・加藤

TEL. (03) 5803-1917

FAX. (03) 5803-1354

メールアドレス: b302500●@city.bunkyo.lg.jp

※●を@に変換して使用すること。